

— 中山間地域を守るみなさまを支援します —

中山間地域等直接支払制度

第6期対策
(令和7年度～令和11年度)



第6期対策 3つのポイント

1

本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。

2

複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。

3

複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

令和7年3月

農林水産省



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分以上を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

皆さまの地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に、本交付金を有効にご活用ください。

もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）---	4
ネットワーク化活動計画の作成について-----	5
ネットワーク化活動計画の記載例-----	7
こんな活動をすれば交付を受けられます（個別協定）---	15
加算措置について-----	16
荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ-----	19
交付金の返還について-----	20
みどりチェックについて-----	22
共同取組活動に係る安全対策について-----	23
手続きの流れ-----	24
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	25
体制づくりの取組の例-----	26

〔表紙写真〕

みまし ながのし まつうらし にちなんし
左上：徳島県美馬市、右上：長野県長野市、左下：長崎県松浦市、右下：宮崎県日南市

〔はじめに・もくじ頁上部の写真〕

くまのし
三重県熊野市

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域

② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ 「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内及び
地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）に存する一団の農用地を対象
※地域計画の要件化は **第6期対策から**

注2 ②、④及び⑥の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

- 集落協定：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- 個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

中山間地域等直接支払制度とは②

3. 交付単価

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,500
草 地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000
	緩傾斜（8° 以上）	300

注1）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

注2）交付単価は上限単価です（16～18頁の加算措置の単価も同様）。

注3）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

トピック 指定棚田地域

多面にわたる機能を持ちつつも荒廃の危機に直面している棚田は、「棚田地域振興法」によって支援されており、同法に基づき指定された「指定棚田地域」は、令和元年8月の施行以降、これまでに41道府県733地域（令和7年2月時点）あります。



山形県大蔵村



千葉県鴨川市



長崎県長崎市

こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須活動）
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

- ネットワーク化活動計画の作成 **第6期対策から**
ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合等は、交付金（単価の2割分）を返還していただくことになります。

中山間地域等直接支払制度 留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

（1）協定参加者の話合いと合意に基づく活動の徹底

- 本交付金は、協定参加者の話合いと合意により締結された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。
- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

（2）事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。
- 事務作業の担い手がない等の場合は、複数の集落協定間でのネットワーク化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

（3）書類の作成と管理について

会計経理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な証拠書類を作成した上で、日付順に整理するなど、日頃から適切な管理を行いましょう。

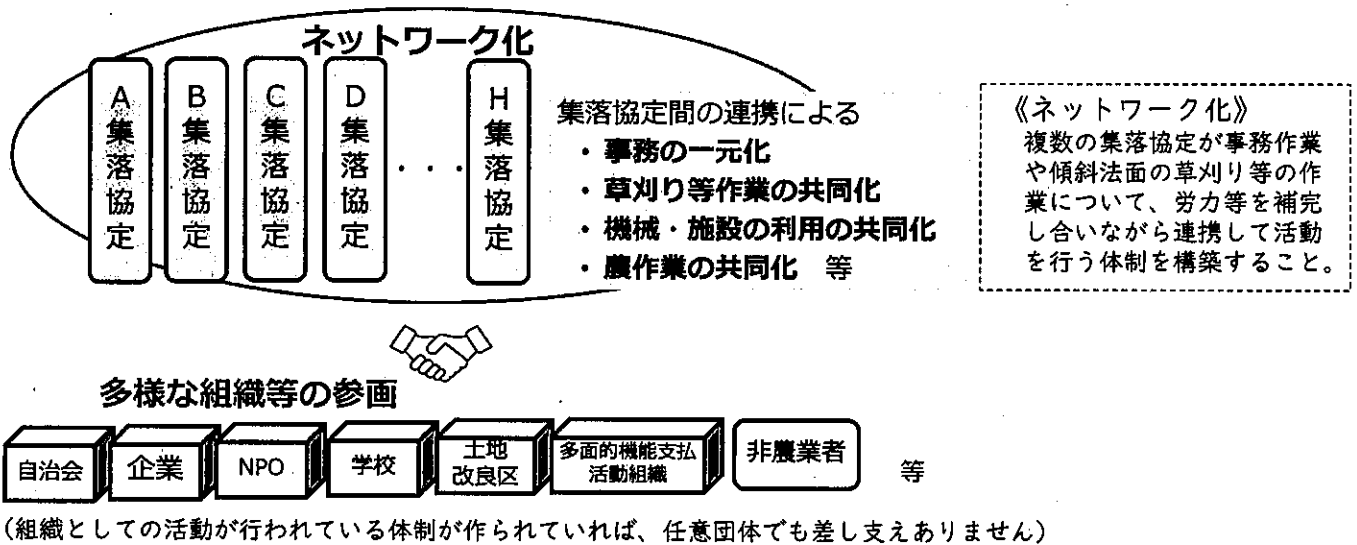
（4）集落協定の変更手続の励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続を行ってください。
- 変更手続が必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ



ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取組



ドローンの共同化



共同取組活動による農作業

ネットワーク化活動計画の作成について②

○ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

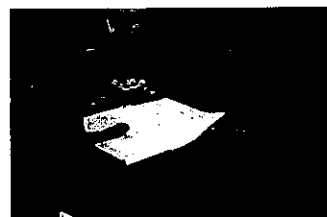
○ 地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

2 協定参加者で話し合う

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い



ネットワーク化活動計画の作成に向けた話し合い

3 ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

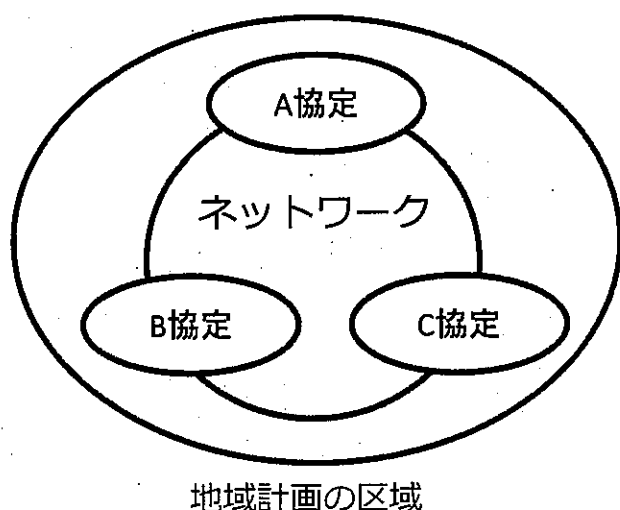
4 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

①を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の2割分）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

地域計画とネットワーク化の関係

【基本パターン】

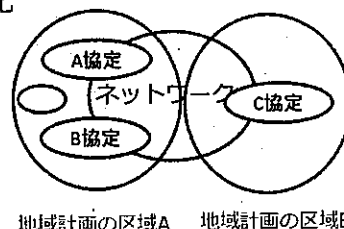
地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化



※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

【例外的なパターン】

- 同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
- 他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
⇒ 他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化



- 集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合
⇒ 当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化

